

消費者教育部会の設置について

- 1 市民の消費生活の安定及び向上を図るための施策のうち、消費者教育の推進に係る施策について、専門的、効率的に調査審議するため、堺市消費生活条例施行規則（以下「規則」という。）第6条の2第1項の規定に基づき、堺市消費生活審議会（以下「審議会」という。）に消費者教育部会（以下「部会」という。）を置く。
- 2 部会の設置時期は、平成26年度から平成27年度までとする。
- 3 部会は、規則第6条の2第2項の規定に基づき、審議会委員のうちから会長が指名する委員で組織する。
- 4 規則第6条の2第3項の規定に基づき、部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。
- 5 部会長は、規則第6条の2第4項の規定に基づき、部会の会務を総理し、部会における審議状況及びその結果を審議会に報告する。
- 6 規則第6条の2第5項の規定に基づき、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。
- 7 部会の会議については、規則第6条の2第6項の規定に基づき、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 8 部会は、規則第6条の2第6項の規定に基づき、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 9 部会の議事は、規則第6条の2第6項の規定に基づき、出席部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 10 部会長は、規則第6条の2第6項の規定に基づき、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 11 上記に掲げるほか、部会の運営は規則に基づいて行う。

堺市消費生活条例施行規則（抜粋）

（会議）

第4条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第5条 会長は、必要があると認めるときは、次に掲げる者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

- (1) 調査又は審議に係る事項に関係を有する者
- (2) 調査又は審議に係る事項について専門的な知識を有する者
- (3) （略）
- (4) 前3号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

（部会）

第6条の2 審議会は、委員会のほか、専門的な事項（条例第15条第1項各号に掲げるものを除く。）を調査審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員（以下「部会員」という。）で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における審議状況及びその結果を審議会に報告するものとする。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。
- 6 第4条及び第5条（第3号を除く。）の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長と」、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。